

法人事業税の外形標準課税の概要について

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人については、平成15年度税制改正により、平成16年4月1日以降に開始する事業年度から法人事業税に外形標準課税が導入されました。

法人事業税は、法人がその事業を行うに当たって、道路・防災・警察など各種の行政サービスを受けていることから、これらの経費の一部を負担していただく性格の税金です。

この外形標準課税の導入により、各法人が事業活動の規模に応じて薄く、広く、より公平に税を負担していただくことになりました。

なお、平成27年度及び平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として所得割の税率引き下げと外形標準課税（付加価値割及び資本割）の拡大が行われています。

対象法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（事業年度終了日現在）

※公益法人等、一般社団法人等（非営利型法人に該当するものを除く。）、特別法人（信用金庫、農業協同組合、医療法人等）、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。

納税額

法人事業税額 = 所得割額 + 付加価値割額 + 資本割額

課税標準等

所得割額 : 各事業年度の所得又は清算所得 × 税率

付加価値割額 : 付加価値額（収益配分額±単年度損益）× 税率

資本割額 : 資本金等の額 × 税率

税率

（1）（2）以外の事業を行う法人

区 分		税 率				
		A	B	C	D	E
所得割	所得のうち年400万円以下の部分	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の部分	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える部分及び清算所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得又は清算所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%		
資 本 割		0.2%	0.3%	0.5%		

- (注)
- ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度
 - ・ 「B」の税率：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
 - ・ 「C」の税率：平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
 - ・ 「D」の税率：令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度
 - ・ 「E」の税率：令和4年4月1日以後に開始する事業年度
 - ・ 法人事業税と併せて特別法人事業税の申告・納付が必要です。
 - ・ 平成22年10月1日以後に解散する法人については、清算所得課税が廃止されています。

(2) 電気供給業（発電事業・小売電気事業及び特定卸供給事業）を行う法人

課税標準の区分		税 率		
		A	B	C
収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
付加価値割	付加価値額	—	—	0.37%
資本割	資本金等の額	—	—	0.15%

- (注) ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
・ 「B」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度
・ 「C」の税率：令和2年4月1日以後に開始する事業年度

申告納付

外形標準課税が適用されない場合と同じです（ただし、法人税の中間申告額が10万円を超えるか否かにかかわらず、事業税の中間申告義務があります。）。

徴収猶予

次のいずれかに該当すると認める場合には、その申請に基づいて、1年以内の期間に限り、その法人の事業税に係る徴収金の全部又は一部が猶予される場合があります。

- ア 当該事業年度を含む過去の事業年度において3年間所得がない法人で、その法人の経営の悪化が地域の雇用・経済に重大な影響を及ぼすと認められる場合
イ 当該事業年度の所得がない設立から5年以内の法人で、著しい新規性を有する技術や高度な技術を用いて事業を行い、その事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる場合

その他

外形標準課税の拡大に伴い、賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増軽減など、激変緩和措置が講じられています。外形標準課税に関する詳しい内容（Q&Aなど）については、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/109028.html>

